

令和7年度第2回松江市国民健康保険運営協議会

日 時 令和8年2月19日(木) 14:00~15:30

場 所 ホテル白鳥2階「朱鷺の間」

- 報 告 (1) 令和6年度松江市国民健康保険事業特別会計決算について
(2) 令和7年度松江市国民健康保険事業実施状況について
- ① 松江市国民健康保険におけるマイナ保険証の登録・利用状況について
 - ② 被保険者の加入状況と保険給付費の推移について
 - ③ 松江市国民健康保険料の収納状況について
 - ④ 保健事業の実施状況について

- 議 題 (1) 令和8年度の国民健康保険制度改正について
(2) 令和8年度松江市国民健康保険事業について
- ① 国民健康保険事業特別会計予算(案)について
 - ② 保健事業および医療費適正化の取り組みについて

出席委員	被保険者代表	佐々木委員、諏訪委員、越野委員、庄司委員 石原委員、余村委員
	保険医又は保険薬剤師代表	佐貫委員、野田委員、吉川委員、中畑委員、秦委員
	公益代表	宮本委員、越野委員、佐田尾委員、篠原委員、 小沢委員
	被用者保険等保険者代表	中村委員、乙社委員、小松委員

欠席委員	保険医又は保険薬剤師代表	須山委員
	公益代表	仙田委員

●事務局 大谷保険年金課長

失礼いたします。皆様本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
ご案内しておりました時間になりましたので、ただいまから、令和7年度第2回松江市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます保険年金課長の**大谷**と申します。

審議に入るまでは、事務局で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
議事に入ります前に、昨年6月に本協議会の委員の改選がございました。今回は新しい委員での初めての協議会でございます。

お手元の議案を1枚おめくりいただき、協議会名簿をご覧ください。

ほとんどの方は継続して委員をお引き受けいただいております。誠にありがとうございます。
ます。

今回初めてご就任いただいた委員の皆さまをご紹介しますのでよろしくお願いたします。

被保険者代表は4名、新たにご就任いただきました。

名簿順に読み上げます。

- ・ 越野 由美子(こしの ゆみこ)様です。
- ・ 庄司 明巳(しょうじ あけみ)様です。
- ・ 石原 千浪(いしはら ちなみ)様です。
- ・ 余村 麻紀(よむら まき)様です。

続いて、被用者保険等保険者代表は2名です。

- ・ 全国健康保険協会島根支部から中村 憲政(なかむら かずゆき)様です。
- ・ 島根県市町村職員共済組合から小松 正樹(こまつ まさき)様です。

どうぞ、よろしくお願いたします。

事務局につきましては、お手元の席次表にて紹介に替えさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、健康福祉部長の松原がごあいさつを申し上げます。

●事務局 松原健康福祉部長

健康福祉部長の松原でございます。よろしくお願いたします。

本日は大変お忙しい中、運営協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、平素から松江市政ならびに松江市国民健康保険に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険の情勢といたしまして、今年度は、いわゆる団塊の世代の多くが75歳に到達し、後期高齢者医療保険へ移行しています。社会保険の適用拡大もあり、国保の加入者は減少し続けております。

また、国保の加入者は、社会保険の加入者より年齢の高い方が多く、医療費の水準が高くなる状況です。

国においては、医療費適正化の観点から、高額療養費制度の見直しやOTC類似薬の扱いなどについて検討が進められており、こうした状況を引き続き注視をしていく必要があると考えております。

本市におきましては、国の動向を把握し、適切に対応することで、松江市国保の皆さまが円滑に医療サービスを受けていただけるよう努めてまいります。また、人間ドックや特定健診などの保健事業を推進し、松江市国保の皆さまの健康の保持増進や、医療費の適正化を図り、安定的な国保の運営に努めてまいります。

さて、本日の会議でございますが、昨年度の決算および本年度の事業実施状況を報告させていただきます、その後、令和8年度の1人当たり保険料や予算、保健事業などについてご説明させていただきます。

どうぞ活発なご議論をいただきますよう、本日はどうぞよろしく申し上げます。

●事務局 大谷保険年金課長

続きまして宮本会長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

●宮本会長

失礼いたします。宮本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

国保を取り巻く状況というのは、構造的に変えられない問題とあわせて、加入者の特徴として、フリーランスの方や、無職の方、自営業の方、高齢者のパートの方など、非常に多様化していて、これらの方の特徴として、職場のストレスチェックの義務がないということと、また、雇用が不安定であるということで、特徴としてメンタルヘルス等の課題や医療費に反映される要素も非常に多いのかなと思っております。

そうした保健事業にも繋がる場所の加入者の特徴というのも踏まえながら、本日は保健事業等につきましても議題となっておりますので、皆様、活発なご意見をいただけたらというふうに存じます。

よろしく願いいたします。

●事務局 大谷保険年金課長

ありがとうございました。

それでは、松江市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、会長は、会議の議長となって、議事を運営することになっていきますので、この後の議事進行につきましては宮本会長にお願いします。

なお、議事録の作成のため、マイクを通して録音しております。事務局がマイクを持ちまわりますので、ご発言に関してはマイクを使用していただきますよう、よろしく申し上げます。

●宮本会長

そうしましたら最初に会議公開の確認について、事務局の方からお願いいたします。

●事務局 大谷保険年金課長

本協議会の会議につきましては、松江市情報公開条例第30条に基づき原則公開としておりますので、本日の案件は、全面公開としたいと考えております。

●宮本会長

ただいまのご説明につきまして、異議はございませんでしょうか。

……………異議なし……………

そうしましたらご異議がないようですので本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは本日の委員の出席状況につきまして事務局の方から報告をお願いいたします。

●事務局 大谷保険年金課長

本日の出席は、定員 21 名の委員のうち 19 名です。

なお、各代表からそれぞれ 1 名以上出席していただいております。以上です。

●宮本会長

ありがとうございます。

そうしましたら松江市国民健康保険条例施行規則第 6 条第 2 項の規定によりまして、半数以上の出席があり、かつ、松江市国民健康保険条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる委員が各代表からそれぞれ 1 名以上ご出席をいただいておりますので、会議が成立しております。

審議に入る前に、松江市国民健康保険条例施行規則第 8 条第 2 項の規定による会議録署名委員を私の方から指名をさせていただきます。

被保険者代表から、佐々木 勉 委員。

保険医または保険薬剤師代表から、吉川 浩郎 委員。

にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず初めに報告(1)「令和 6 年度松江市国民健康保険事業特別会計決算について」、事務局からご説明お願いいたします。

●事務局 伊藤給付管理係長

失礼いたします。保険年金課 給付管理係の伊藤と申します。

1 ページをご覧ください。

令和 6 年度の松江市国民健康保険事業特別会計決算についてご報告いたします。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神にのっとり、病気やけが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度で、令和 6 年度も、公平な保険料負担と、適正な保険給付により財政の健全化に努めてまいりました。

令和 6 年度は、保険証廃止に伴う「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」への対応がりましたが、大きな混乱はなく、事務・事業を進めてまいりました。

6 年度の 1 人当たり保険料は、保険料の算定の基となる 6 年度の国保事業費納付金が増額となり、そのまま保険料に転嫁すると 2 万円以上の急激な引き上げとなるため、基金や前の年からの繰越金を活用することで、引き上げ幅を 6 千円程度に抑えました。

また、保健事業につきましては、人間ドック受診費用に対する助成事業を引き続き実施し、

より受診しやすい環境づくりと、病気の早期発見による医療費の適正化に取り組みました。

「① 一般状況」から説明させていただきます。

年間平均世帯数につきましては、令和5年度から694世帯減の21,362世帯、年間平均被保険者数につきましては、1,376人減の30,030人となっています。この大幅な減少は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や、社会保険適用拡大による国保から社保への移行が主な要因です。

「② 決算の状況」につきましては、歳入合計184億7,799万円に対し、歳出合計182億7,856万円で、歳入歳出差し引き額は1億9,943万円でございます。

それでは、歳出から説明いたします。

歳出の主なものとしましては、

1 総務費は、前の年から9.1%増の3億2,254万4千円です。保険証廃止に伴うシステム改修や郵送費の増が主な増額要因です。

2 保険給付費は、前の年から2.6%減の129億4,614万3千円です。

減額の主な要因は、先ほどご説明したとおり、被保険者数が減少しているため保険給付の全体額は減少している状況です。

3 事業費納付金は、前の年から6.4%増の46億6,380万2千円です。島根県が示した事業費納付金を納付したものです。

4 保健事業費は、前の年から0.5%増の2億4,602万9千円です。人間ドック募集案内や決定通知等の郵送費の増が主な増額要因です。なお、人間ドックの受診者数は、前の年から27人増の2,461人でした。

表の上部にお戻りください。次に歳入でございます。

歳入の主なものとしましては、

1 保険料は、前の年から2.4%増の31億4,301万9千円です。

2 国庫支出金 から 4 繰入金までは、それぞれのルールに基づいて交付または繰り入れを行ったものです。

2 国庫支出金は、457万8千円で、

内訳として、災害臨時特例補助金は、東日本大震災の被災者への保険料や病院での自己負担の減免に必要な費用を国庫補助として受け取っています。その次はマイナ保険証の関係で、保険証の新規発行が終了することに伴う資格確認書等の発行に対応するためのシステム改修費用などに係る国庫補助金になります。

3 県支出金は、132億5,948万7千円で、ここに歳出でご説明しました保険給付費への普通交付金が含まれています。

4 繰入金のうち、財政調整基金繰入金は1億5,189万4千円で、1億円は保険料の急激な上昇を抑えるため、残りは人間ドック事業に活用したものです。

その他の項目は、ルールに基づき一般会計から国保特別会計へ繰り入れたものです。

5 繰越金は、前年度からの繰越金で、保険料の激変緩和に活用したほか、国の補助金などの返還金に充てております。

「③ 保険料の賦課状況」につきましては、ご覧のとおりです。賦課限度額につきましては、医療分、支援金分、介護分を合わせて、一世帯当たり 106 万円でございます。

2 ページをご覧ください。

「④ 保険料の収納状況」につきましては、
現年度分の収納率は、前の年から 0.28 ポイント増の 96.37%、滞納繰越分の収納率は、4.98 ポイント増の 33.87%で、合計の収納率は、1.72 ポイント増の 89.13%となっております。

「⑤ 保険給付の状況」につきましては、
主なものとして、療養給付の件数が、前の年から 4.17%減の 60 万 757 件、費用額については、病院での自己負担も含んだ医療費の総額のことですが、前の年から 2.37%減の 149 億 2,794 万 6 千円ございました。

その下の表、療養給付の内訳の表の右下をご覧ください。一人当たり費用額は、前の年から 2.27%増の 49 万 7,101 円です。被保険者の高齢化や医療の高度化などが主な増額の要因と考えております。

「⑥ 滞納処分等の状況」の

(a) 滞納世帯数につきましては、令和 7 年 5 月末時点では、前の年から 178 世帯減の 1,797 世帯となっております。

(b) 差押えの状況につきましては、前の年から 16 件増の 493 件ございました。

(c) 短期証・資格証明書の交付状況につきましては、令和 6 年 5 月末と令和 5 年 5 月末時点で比較しますと、短期証は変わりありませんが、資格証明書は 15 世帯減の 80 世帯となっております。

3 ページをご覧ください。

「⑦ 保健事業の状況」の

(a) 特定健康診査・特定保健指導の受診率につきましては、後ほど詳細を保健事業の実施状況で説明いたします。

(b) 後発医薬品の普及率につきましては、数量ベースが 5.2 ポイント増の 90.8%となっており、ご覧のとおり近年は国の目標値 80%を上回っている状況です。

「⑧ 基金の状況」の

基金積立金につきましては、基金の運用利息を積立っておりますが、令和 6 年度の運用利息は 252 万 3 千円でした。令和 6 年度の基金繰入金 1 億 5,189 万 4 千円につきましては、歳入でご説明しましたとおり、1 億円は保険料激変緩和、残りは人間ドック助成事業の制度拡充分に活用いたしました。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

●宮本会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

……………質問・意見なし……………

よろしいでしょうか。

そうしましたら続きまして、「(2) 令和7年度松江市国民健康保険実施状況について」の①から④まで一括して、事務局から説明してください。

●事務局 青木国保・年金係長

保険年金課、国保・年金係長の青木と申します。よろしくお願ひします。

続いて4ページをご覧ください。「①松江市国民健康保険におけるマイナ保険証の登録・利用状況について」ご報告いたします。

こちらの表は、国民健康保険中央会から提供されたデータです。太枠で囲っております「マイナ保険証利用率」をご覧ください。この表における「マイナ保険証利用率」とは、薬局を含む医療機関（医科、歯科、調剤）の外来レセプト枚数（件数）のうち、資格確認の際にマイナ保険証を利用された人数（件数）の割合を示すものです。

紙の保険証の新規発行ができなくなった令和6年12月以降、マイナ保険証利用率は少しずつ伸びてきたものの、令和7年7月末までは5割に満たない状況でしたが、令和7年7月末をもって紙の保険証の有効期限が切れたことが影響し、翌8月のマイナ保険証利用率は、前月比で20ポイント近く伸び、69.5%となりました。その後も利用率は堅調に推移しており、令和7年11月末時点では72.1%となっています。

なお、マイナ保険証の本格的な利用が始まった当初は、加入者の方からマイナ保険証に関するお問合せも数多く寄せられましたが、マイナ保険証のご利用が浸透してきた現在では、そうしたお問い合わせも少なくなりました。

本市としましては、引き続きマイナ保険証を円滑にご利用いただくために、ホームページなどで分かりやすく周知するとともに、お問い合わせの際には丁寧に対応してまいります。

ご報告は以上です。

●事務局 伊藤給付管理係長

続きまして、令和6年度松江市国民健康保険実施状況の「②被保険者の加入状況と保険給付費の推移について」ご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。被保険者の加入状況についてですが、左の表をわかりやすくするために、右の棒グラフにまとめました。一番上の数字が被保険者の総数、緑は65歳から74歳までの前期高齢者、赤は小学生から64歳までの被保険者、一番下の青は未就学

児となっています。ご覧のとおり年々減少しており、後期高齢者医療への移行や、社会保険の適用拡大が大きな要因と考えております。前期高齢者の割合は縮小してきておりますが、半数を占める状況に変わりありません。

6 ページをご覧ください。保険給付費の推移についてですが、給付費の総額を右上のグラフで表していますのでご覧ください。特殊な動きをしております、令和2年度はコロナの影響で受診控えにより大きく減少、令和3年度はその反動による大幅な増となり、以降は被保険者の減少に伴い減少しています。

左下のグラフをご覧ください。一人あたり給付費につきましては、1月支払分（11月診療分）までで算出しておりますが、右肩上がりの状況です。高齢化や医療の高度化が要因と考えております。

私からの説明は以上です。

●事務局 隠岐収納係長

保険年金課収納係長の隠岐と申します。よろしくお願いいいたします。

次に、「③松江市国民健康保険料の収納状況について」説明します。議案7ページをご覧ください。

まず、「収納状況」についてですが、例年12月末現在の数字で比較をしていますが、今年度「市町村事務処理標準システムの標準化」に伴うシステム改修を行い、1月から新システムに移行しましたが、様々な不具合が生じ、今日時点においても、12月末現在の集計結果を抽出することができておりません。よって、今回は11月末現在のデータを載せております。

12月末現在の比較で、収納率は、現年分が前年比0.18ポイント減の54.00%、滞納繰越分が前年比4.01ポイント増の28.17%となっています。

また、滞納者数では、現年分が前年比86人増の2,730人、滞納繰越分が前年比206人減の1,260人となっています。

次に、「差押状況」についてです。これについては別データから抽出しているため、12月末現在の比較となっております。件数が前年比134件増の471件、滞納保険料への充当額が約530万円増の2,513万615円となっています。

なお、内訳については表でご確認ください。

次に「短期証・資格証明書の交付状況」についてですが、各年度5月末時点の交付状況となります。

令和7年5月末時点の交付状況は、短期証該当（12ヶ月証）が前年比4世帯減の525世帯、資格証明書該当が前年比1世帯減の79世帯となっています。

次に「不納欠損状況」ですが、各年度3月末時点の数字となります。令和6年度については、前年比569万3千円減の2,543万2千円となりました。

私からの説明は以上です。

●事務局 健康推進課 村上保健企画係長

健康推進課保健企画係長の村上と申します。私のほうから、「④保健事業の実施状況について」説明をいたします。資料は8ページをご覧ください。

一番上の表、特定健診受診内訳について、右のほう、法定の受診率ですが、令和6年度は前年より少し増え46.8%でした。令和7年度は、12月末の速報値で、受診率は出しておりませんが、受診者数としては9,287人でした。人間ドックが3月までありますので、その受診者数が加算されます。

次の表、年齢構成別では、60歳以上の方の受診者数・割合が大きくなっています。

次の月別受診状況です。10月に受診者数・割合が増える傾向にありますが、これは9月に特定健診未受診の方へ向けて受診勧奨通知を実施しているためと考えております。受診勧奨につきましては、通知の他、過去に受診歴のある方で、まだ受けていない方に対して電話で受診を促すなどの取り組みを実施しております。令和7年度からは昨年度にご報告させて頂いておりますが、健診事業の実施期間を6月から10月までとコロナ前の実施期間に戻したことから、今年度は特に10月の受診者数は多くなっております。

一番下、眼底検査受診状況です。特定健診につきましては、緑内障などの目の病気の早期発見のために、受診者全員が眼底検査を受けていただけるよう、眼科医院の皆様にご尽力いただいております。この表は、個別医療機関で特定健診を受けた方で、眼底検査を受けていただいた方の人数とその割合となりますが、特定健診受診者の半数の方が受診しております。

続いて9ページ、一番上の表、特定保健指導の実施状況です。

特定保健指導につきましては、通知や保健師の訪問による利用勧奨を行うなど、実施率向上に向け取り組んでおり、実施率は年々増加傾向ですが、残念ながら目標値には届いていない状況です。

次の禁煙外来治療費助成事業についてです。今年度は、8の方がチャレンジしました。現時点で3の方に助成決定をしております。

次の、後発医薬品普及促進事業についてです。令和6年度は合計1,357人に通知をいたしました。普及率は数量ベースで90.83%と、国の目標値である80%を既に超えている状況です。

次の、重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業についてです。この事業は10種類以上の薬剤が14日以上、複数医療機関から処方されている方に対し、かかりつけの医師や薬剤師への相談を促し、処方内容を見直す契機となるよう、処方内容が記載された服薬情報通知を送付するもので、6年度は585の方に送付いたしました。効果が測定できたのは469人で、174の方が医薬品数の削減にいたりました。重複改善などの効果も含め、医療費の削減効果は1,034,789円でした。また、585人のうち、体への悪影響が出るリスクが特に高い方について、薬剤師会様のご協力により、20名まで対象者を絞っていただき、その方たちへ、体調の変化がないか、医療機関等への相談やお薬手帳の活用状況など

をお聞きするお問い合わせ票を、3月のところで送付し、状況把握に努めているところでございます。

保健事業の実施状況についての説明は以上です。

●宮本会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきましてご質問ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

●中村委員

全国健康保険協会の中村です。よろしくお願ひします。

2点ほどありますけどよろしいですか。

9ページですが、1つは禁煙外来の助成事業に関連して、先日、健康推進課から依頼がございまして、松江市で作成しております禁煙治療が受けられる医療機関マップというものを提供いただきました。

現在、我々の全国健康保険協会の島根支部の窓口でも設置していますので、お知らせしておきます。

今後も協力し合えることは協力して、市民の方の健康づくりを進めていただけたらいいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あともう1点が、重複多剤投与者に対する通知事業ですが、質問になりますが、協会けんぽの島根支部では今、医療費分析を行っております、特に精神疾患の部分が、他の都道府県よりも、1人当たりの医療費がすごく高いということがわかっています。

現在さらなる深掘りの分析をしているところですが、そこで質問になりますが、今回通知している対象者については、精神疾患の方が多いのでしょうか。

また世代や性別で特徴が、もしございましたら、教えていただければと思います。

●事務局 健康推進課 村上保健企画係長

ご質問ありがとうございます。

こちらの方でお送りしている対象者について、精神疾患の方が多いかどうか、現在把握はしておりませんが、この事業は10種類以上の薬剤が14日以上、複数医療機関から処方されている方に対して、お送りしている形となっております。

●中村委員

ありがとうございます。

●宮本会長

他にいかがでしょうか。はい。お願ひします。

●篠原委員

自治会連合会の篠原でございます。

まず4ページ、マイナ保険証のところですが、これマイナ保険証の登録率というのが書いてございます。これ上下していますけれども、少しずつ減ったり増えたりしています。

これは、こういった背景があるかなとちょっと確認をさせていただきます。

●事務局 青木国保・年金係長

このマイナ保険証登録率というのは、マイナンバーカードをお持ちの方のうち、マイナンバーカードに保険証機能を紐付けた方の割合になります。

ご覧のとおりマイナ保険証登録率は月ごとに集計をしておりますして、加入者数とマイナ保険証の登録数が月ごとに若干変動がございますので、その兼ね合いで、マイナ保険証登録率も若干変動があるということでございます。

●篠原委員

変動があるのは、何ででしょうか。要するに増えてくるのはわかりますが、減ってもある。そういう変動の理由を教えてください。

●事務局 青木国保・年金係長

ご指摘のように、マイナ保険証の登録そのものが任意ですので、紐づけの解除による登録数の減少もございます。ただし、参考までに解除件数を申し上げますと、保険証の新規発行が停止となった令和6年12月2日から1年間の累計で252件にとどまっており、変動の要素としてはそれほど大きく影響していないと考えております。

なお、マイナ保険証の紐づけの解除にあたり、こちらが理由まで尋ねることはございませんので、解除の理由については把握しておりません。

●篠原委員

はい。わかりました。

基本的に、何で解除されるのか、わからないところがあるので聞いてみました。

その辺がわかればと思ったのですが、そこまでは聞いてないということですので、よろしいです。

それともう1点、9ページですけれども、一番上の特定保健指導の計画目標値は、これでよろしいのでしょうか。

●事務局 健康推進課 村上保健企画係長

こちらはデータヘルス計画に掲げている目標値ですが、第3期のデータヘルス計画策定の際に再度目標設定を行い、令和11年度を目標にまた60%を目指すという形になってお

ります。

令和 11 年度に 60%を最終目標に、現状をとらえて、6 年度が 37.5%。7 年度は 42%、8 年度は 46.5%と少しずつ実態に基づいて上げていくような目標を再度設定した形になります。

●宮本会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

……………質問・意見なし……………

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして議題に移ります。

「(1) 令和 8 年度の国民健康保険制度改正について」事務局から説明してください。

●事務局 青木国保・年金係長

議題(1)「令和 8 年度の国民健康保険制度改正について」ご説明いたします。10 ページをご覧ください。

この度、国の制度改正に伴い本市における条例改正を行うもので、内容としては大きく 3 点です。このうち②③については、例年同様の改正ですが、「①子ども・子育て支援納付金」については、国民健康保険料として、令和 8 年度より新たに賦課・徴収するものです。これは、国の子育て支援策の拡充に伴い、その財源の一部をまかなうため、全ての公的医療保険において、保険料として新たに徴収するものであり、国民健康保険においては、従来の医療分、後期分、介護分という 3 つの算定区分に、新たに「子育て支援分」が加わることとなります。

なお、保険料における「子育て支援分」の徴収は、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に導入するもので、10 ページの中ほどに記載しているように、「子育て支援分」に係る加入者一人当たり平均月額、制度の導入初年度にあたる令和 8 年度は 250 円程度、その後段階的に引き上げた後、令和 10 年度には 400 円程度となる見込みです。

続いて、10 ページ下段の「②国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ」をご覧ください。全国的な傾向として、医療給付費等が増加する中、それに伴う保険料も年々高くなる傾向にあります。そうした状況において、仮に 1 世帯当たりの保険料の賦課限度額（上限額）を引き続き固定した場合、上限額に達する高所得層の保険料負担が変わらない一方で、比較的所得が低い世帯に保険料の増加分の負担が重くのしかかることとなります。

このため、全ての所得階層において、増加傾向にある保険料を公平に負担することを目的として、保険料の賦課限度額を引き上げるものです。

内訳としては、国民健康保険料の 3 つの算定区分のうち、基礎賦課分（いわゆる「医療分」）の上限額を従来の 66 万円から 67 万円へ 1 万円増額することとなります。また、先ほどご説明した子育て支援分として、新たに 3 万円が加わり、子育て支援分を含む賦課限

度額の合計は113万円と、前年度比で4万円の増額となります。

続いて、11ページの「③低所得者に係る国民健康保険料軽減措置の拡充」についてご説明します。国で定める保険料の軽減措置は、世帯の所得等に応じて、均等割と平等割を7割・5割・2割軽減する制度となっています。

今回、物価上昇等の経済動向を踏まえ、本来軽減を受けるべき世帯の範囲が縮小しないよう、保険料を軽減する際の軽減判定所得の係数について、5割軽減世帯については30万5,000円から31万円へ、2割軽減世帯については56万円から57万円へ、それぞれ引き上げるものです。

説明は、以上です。

●宮本会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問ございましたらよろしくお願いたします。

●篠原委員

自治会連合会の篠原でございます。

子育て支援分についてもう1回おさらいをしていただければと思います。

この経緯というのは記憶にありますけれども、全体的な数字や議論も含めて、もう一度教えていただければと思います。

●事務局 青木国保・年金係長

保険料として導入された経緯としましては、こども家庭庁が、子育て支援策の拡充とあわせ、子ども・子育て支援金制度の設計を行ったところです。具体的には、令和5年12月の閣議決定により「子ども未来戦略」が策定された後、令和6年に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されております。

子育て支援策の拡充の内容としては、例えば「児童手当の拡充」ですとか、「妊婦支援給付金の創設」、「こども誰でも通園制度」などがあり、令和6年度の法律施行以降、順次導入されております。

最終的には、令和10年度に子育て支援策の拡充が完了する予定であり、令和10年度の歳出は、計3.6兆円にのぼる見込みです。

その歳出3.6兆円の財源の一部として、保険料として徴収することとなり、令和8年度に新設をした後、保険料額を10年度にかけて段階的に引き上げていくという見込みでございます。

●篠原委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

●宮本会長

他にいかがでしょうか。他に質問はございますでしょうか。

………質問・意見なし………

それでは、「議題（１）」について、本協議会として決定することとしてよろしいでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いします。

………異議なし 挙手………

「議題（１）」については、挙手多数により決定されました。

それでは続きまして「（２）令和８年度松江市国民健康保険事業について」の①と②を続けて事務局から説明してください。

●事務局 伊藤給付管理係長

令和８年度国民健康保険事業についての「① 国民健康保険事業特別会計予算（案）について」ご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

1) についてですが、保険料算定の基となる、令和８年度の国民健康保険事業費納付金ですが、先ほどの制度改正の説明でありましたとおり、令和８年度から、子ども・子育て支援法等の改正により、子ども・子育て支援納付金が新たに追加され、保険料として、被保険者から徴収することとなります。

⑦の従来の部分につきましては7年度と比べて1億3千万円減の45億2千万円となりました。また、④の子ども・子育て支援納付金分につきましては約1億円と、県から通知がありました。

従前部分の減額の要因といたしましては、県の歳入である前期高齢者交付金の増や、被保険者の減少に伴う総医療費の減少によるものです。

ここで、納付金算定に関する補足説明として、次のページ、13 ページの「島根県の納付金算出イメージ」をご覧ください。

これは県の会計イメージです。県全体の歳出から、国庫補助金や前期高齢者交付金などの歳入を差し引いたものが納付金となります。8年度は159億8千万円となっておりますが、県は被保険者数や医療費の水準に応じて市町村に割り当てます。松江市は子ども子育て分を含めて46億2千万円割り当てられています。この割り当てられた納付金を基に、市町村は保険料を算定し、被保険者から保険料を徴収し、納付金として県へ納めます。県の推計によりますと、医療費の総額は、被保険者の減少により2.5%減となる見込みですが、1人当たり医療費は1.6%増と見込んでおります。また、被保険者数は、7年度から約4千人減の約9万7,800人と見込んでおります。

下段の前期高齢者交付金の動向についてですが、前期高齢者交付金は、保険者間(国保や会社勤めの方の社会保険)で生じている前期高齢者の医療費の不均衡を国全体で調整す

る仕組みで、前期高齢者が多い国保は、社会保険から支援を受けている状況です。島根県の8年度の交付見込額は、前年から4億円増の267億円となっております。

12ページにお戻りいただき、中段の表をご覧ください。

これは納付金と一人当たり保険料の経過をまとめたものです。7年度をご覧くださいますと、納付金約46億円から保険料を算出すると11万2,360円でしたが、基金を1億円活用することで10万7,670円とし、急激な上昇の緩和を図ったところです。

8年度につきましては、従前部分の納付金約45億円から算出すると11万2,184円、子ども子育て部分の約1億円から算出すると、3,112円となったところです。

その下、2)の8年度の1人当たりの保険料についてですが、納付金からの算出結果そのままの額を採用しますと、従前部分は約4,500円の増、さらに子ども子育て分の3,112円が新たに追加されますので、保険料が急激に上がってしまいます。そこで案といたしましては、保険料の急激な上昇を抑えるために、基金を約1億2千万円活用し、従前部分につきましては、据え置き10万7,670円、子ども子育て分については3,000円をご負担いただきたいと思いますと考えております。

その下、3)の令和8年度人間ドック助成事業につきましては、引き続き、基金を活用しながら人間ドック事業を継続するもので、規模は今年度と同じ枠を確保しております。特定健診受診率の底上げを図るとともに、健康づくりへの意識づけを高めてまいります。

次に14ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計予算(案)についてご説明いたします。これは、国保特別会計の概要を一覧でまとめたものです。

「1 一般状況」の松江市国保の年間平均被保険者数につきましては、前の年から▲1,120人減の27,543人と見込んでおります。

「2 予算の概要」でございますが、歳入歳出予算総額は前の年から▲1.2%減の179億2,721万8千円としております。

まず、歳出から説明いたします。主なものといたしまして、

「1 総務費」につきましては、前の年から▲3.8%減の3億2,779万円の事業費としております。システム運用保守にかかる費用について、システム標準化に伴い、一般会計で一括管理することとなったため、国保の会計では減額となったことが主な要因です。

「2 保険給付費」につきましては、被保険者の減少に伴う医療費の減により、前の年から▲1.4%減の126億6,553万2千円としております。

「3 国民健康保険事業費納付金」につきましては、子ども子育て支援分も含めて46億2,459万5千円でございます。

「4 保健事業費」につきましては、被保険者数の減少に伴い、前の年から▲1.5%減の2億8,740万4千円としております。特定健診や人間ドック助成事業などについても継続して取り組み、健康の保持・増進や医療費の適正化を推進してまいります。

「5 その他の支出」につきましては、前の年から+16.9%増としております。基金の運用

利子を基金に積み立てておりますが、金利の上昇に伴い、運用利子が前の年と比べて約3百万円増額となる見込みため、積立金も増額としたことが主な要因です。

次に、歳入を説明いたします。主なものといたしまして、

「1 保険料」につきましては、一人当たり保険料と被保険者数から算出し、前の年から▲1.9%減の32億8,981万5千円となります。なお、一人当たり保険料は先程ご説明しましたとおり、従前部分は据置の107,670円、子ども子育て支援分は3,000円として算出しております。

「2 国庫支出金」の「子ども・子育て支援金制度施行準備事業費国庫補助金」につきましては、子ども・子育て支援金制度に対応するために必要なシステム改修経費に充てるものです。

「3 県支出金」につきましては、前の年から▲1.5%減の129億4,474万9千円としております。その内訳ですが、

保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費に充てるものでございます。

保険給付費等交付金の特別交付金は、4種類ございます。

保険者努力支援分につきましては、保健事業や医療費適正化、収納率向上に向けた取り組みなどに対する支援として市町村に交付されるものです。

特別調整交付金分につきましては、精神疾患に係る医療費や非自発的失業者数が一定割合を超えるなどの、市町村の責めによらない要因による財政負担に対し交付されるものです。

県繰入金(2号分)につきましては、保健事業や医療費適正化、収納率向上に向けた取り組みなどに対する支援として市町村に交付されるものや、事業費納付金の配分額に応じて交付されるものがあります。

特定健康診査等負担金につきましては、特定健診等に要する費用として交付されるものです。

「4 繰入金」の一般会計繰入金につきましては、国や県のルールに基づき、一般会計から国保特会へ繰り入れるもので、前の年とほぼ同水準の14億6,959万9千円としております。

財政調整基金繰入金は、人間ドックの受診費用助成に使うものとして6,729万6千円、保険料の急激な上昇を抑えるために使うものとして1億2,240万7千円、合わせて1億8,970万3千円の基金を取り崩すものです。

基金残高につきましては、令和6年度決算時点で約12億7千万円となっております。

説明は以上でございます。

●事務局 健康推進課 村上保健企画係長

「②保健事業および医療費適正化の取り組みについて」説明いたします。

資料は15ページをご覧ください。令和8年度の間人ドック助成事業についてです。

人間ドック事業につきましては、令和6年度から50歳に到達する人も無料の対象として加え、壮年期の特定健診受診率の底上げを図っているところでございます。

8年度の間人ドックの応募状況ですが、合計2,700枠に対し、3,320人のご応募がありました。また応募者のうち50歳は38人、40歳は34人でした。集団ドックについてはご覧のとおり募集枠に届いておりませんので、3月に追加募集を実施する予定です。現在抽選作業を実施し、2月末には決定または不決定の通知を応募者全員に発送する予定です。

続いて8年度の特定健診事業についてでございます。健診事業の実施期間について、令和7年度より6月から10月までと、コロナ禍前の実施期間に戻し、実施してまいりました。医師会様と相談の上、引き続き令和8年度も10月までとさせていただくこととなりました。

受診者数の確保については、来年度も健診等事業に関する医療機関様への説明会を開催し、協力を仰ぐ予定といたしております。また、11月には追加の健診として、土日の集団健診を2日実施する予定としており、受診率の向上を図ることとしております。

また令和5年度に皆様からご意見等をいただき作成し、令和6年度から実施しております「第3期データヘルス計画」は令和8年度に3年目を迎えます。計画の進捗状況を確認し、令和11年度の最終目標の達成に向け、取組内容等の見直しを図るため、中間評価を行います。中間評価を行うにあたり委員の皆様のご意見、ご助言をいただきたいと考えております。

次のA3の資料は参考として載せております。

これはデータヘルス計画に基づく取組みと主な目標値の令和4～6年度の実績値、令和7年度の実施状況、一番右に8年度の実施計画を掲載しております。

実績としてはすでに目標値を達成している項目もありますが、人工透析新規患者割合や国保のがん検診受診率など目標に届いていない項目もあります。8年度は今年度の取組を継続して行い、中間評価で健診結果などのデータを見ながら後半の取組を考えていきたいと思っております。私からの説明は以上です。

●宮本会長

ありがとうございました。それではただいま議題につきましてご質問ございますでしょうか。よろしくお願いたします。

●乙社委員

健保連の乙社と申します。

予算案の中でも、歳出の保健事業費の中で、特定健診事業費が1億6000万上がってます。6年度の決算を見ますと約1億4000万ほどです。2000万ほど上がってる。被保険者が減ってるわけですが、おそらく40歳以上の対象、特定健診・特定保健指導の対象となる40

歳以上の方の人数も当然ながら減ってるだろうというのは予想されるわけです。
一方、質問中であった実施率目標があると思いますので、おそらくその目標を上げざるをえないので、その分だけは予算を確保しようということと思うのですが、対象者が減ってる中で、2000万を上乗せするという、その積算の根拠はどんなふうにしてらっしゃるのかお伺いしたいです。

●事務局 伊藤給付管理係長

ご質問ありがとうございます。

決算と予算との比較というところにもなってくると思います。実際6年度につきまして、先ほど委員おっしゃったように、目標値が達成できる人数分の予算枠というものを確保いたします。

予算としましては6年度も概ね1億6000万円程度でございますけれども、実績としては、目標になかなか届かない状況です。実際の受診者が少なかつたため、実際にかかった事業費としましては、1億4000万円ぐらいに収まってしまいました。

ただ、予算としましては、被保険者数が減少しておる中でありましても、受診率の目標値は五十数パーセント掲げており、それに必要な金額は、確保しないといけないというところで8年度予算については、ご覧の通り、1億6000万円と、予算としては確保しておく必要があり、積算しております。

●乙社委員

言われることはわかりますが、さっき言いますように、対象者が減ってるわけです。対象者が減っておって、一方目標値が上がっている。それをかけたらこの2000万円が出てくるという、そのような理解でよろしいのでしょうか。

●事務局 伊藤給付管理係長

概ね間違いないと思っております。

●乙社委員

はい、ありがとうございました。

●宮本会長

他にいかがでしょうか。

はい。お願いします。

●野田委員

眼科医の野田といいます。

特定健診は全国的に実施されておりますけれども、島根県でも、松江市さんは特別眼底検査が多いということで、松江市の医師会の方々、松江市のご協力のもと、眼底検査、ある程度評価をされております。

今までと違って、令和8年度からは、(チラシを見せながら) これ少しを見ていただきますと、ロコモフレイルという言葉があったんですけども、眼科では、アイフレイルという言葉が盛んに言っております。

某テレビ局でカエルの歌を使った広告を盛んにやっていたのですごく浸透していると思うんですけども、現在、特定健診のなかで、チラシの「アイフレイルチェックシート」の10項目のうち2つ以上該当する方には眼底検査を勧めるという新たな試みを検討しています。

眼底検査を進めると特定健診の受診者数が増えるんですね。私も実際にやっていて、高齢の方は受けられるんですけども、若い年齢の方がやっぱり少ないんです。

まだ具体的にどういうふうな仕組みでやるかは決まっていますが、40代、50代の若い人たちのためにも松江市と協力してそういうことを検討していますので、一言、ご報告させていただきます。

●宮本会長

はい、ありがとうございます。また皆様でご協力できたらと思います。

よろしく願います。他にいかがでしょうか。

はい。願います。

●小沢委員

松江市連合婦人会の小沢と申します。

先般、ニュースで話題になったのは国会議員の方の国保の逃れというようなことがありました。さきほど部長さんのお話で、国保に入ってる方は年齢が高いので、保険料も高い、もともとだと思います。しかし、国保の逃れというのは許されるものではないと思います。新しい保険料についても、今ここに提案されていましたが、やはり大変です。行政の方々は、組織が違うし、若くてまだあまり病気にもならないかもしれませんが、行政のお立場として、問題となっている国保の逃れに対し、率直なご意見をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

●事務局 松原健康福祉部長

特に国保逃れといったところに焦点を絞った、ご意見ご質問だったと思っております。

盛んに報道等でもされておりますように、制度を悪用して、ちょっとでも他の組織に所属をしていれば、その被用者保険に加わるといったようなことが、現在実際に起きていた、それが政治家の間で起きていたということで、大変な問題になったと思っております。

国保の制度自体は、最初の話でも申しました通り、宮本先生からもお話がありましたが、構造上ですね、だんだんと厳しくなっているという現状が一方であるということも事実ですので、こういった制度を悪用して、国保から他の被用者保険に変えられるといったようなことは、今後絶対にあってはならないというふうに私も思っております。

この件につきましては、今、国の方で新しい内閣、といってもすべて再任されておりますが、厚生労働大臣も、こういった制度逃れができないように改正をするために、今後検討するというふうに明言をされておりますので、私どももそういった国の動向を注視して参りたいと考えているところでございます。

●小沢委員

はい。ありがとうございました。

●宮本会長

はい。他によろしいでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、「議題（２）」について、本協議会として決定することとしてよろしいでしょうか。承認いただける方は挙手をお願いします。

……………異議なし 挙手……………

「議題（２）」については、挙手多数により決定されました。

最後に「９その他」ですが、事務局から説明してください。

●事務局 伊藤給付管理係長

事務連絡でございます。次の運営協議会の予定でございます。

令和８年度第１回国保運営協議会の開催は、５月の３週目、２０日（水曜）か２１日（木曜）を考えております。保険料率について、皆さまにお諮りする予定でございます。詳細は４月に入ってからなるべく早いところでお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

●宮本会長

全体をとおしてご質問等ありませんか・・・無いようですので、以上で本日の審議を終了いたします。進行役を事務局へお返します。

●事務局 大谷保険年金課長

宮本会長には、円滑な議事進行をいただき、ありがとうございました。

委員の皆様方も貴重なご意見を多数いただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。
お気をつけてお帰り下さい。

会議録署名

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____